

大分県立看護科学大学教学 IR システムマネジメント規程

令和4年10月1日

規程 第128号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学(以下「本学」という。)における教育の改善や目標設定、計画の立案等について、本学が意思決定を行う際に教育に係る情報を有効に活用するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義を定める。

IRは、Institutional Researchの略称で、入学時や入学後、卒業時の教育に係る情報に対し、本学の教育の意思決定および企画立案をサポートするために行われる作業を総称したものをいう。本学で行われる教育全体に対する作業や科目ごとに行われる教育に対する作業等、本学で行われる教育に対する作業を含む。

(情報)

第3条 理事長・学長は、本学が保有する大学情報のうち、教育に関する個人情報の活用を図るとともに、活用にあたっては公立大学法人大分県立看護科学大学個人情報の保護及び特定個人情報の取扱いに関する規程(以下「個人情報保護規程」という。)に留意するとともに、その保護及び適正な管理に努めなければならない。

(情報の収集・活用)

第4条 学生の教育に関する個人情報の収集・活用については学生に周知する。

2 第1条の趣旨に基づく使用目的以外の目的で情報を活用してはならない。

3 本学の教育の成果に関する情報を学外に公表する場合は、個人情報保護規程に留意し、個人が特定されないようにする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。